〔令和３年（2021 年）１月 14 日決定〕

申請書等における押印及び署名の見直し方針

行財政改革部行革推進課

１　目的

行政手続のデジタル化及び簡素化を進めることにより、市民の利便性向上を図るため、市民等が行う申請手続等における認印の押印及び署名について次の基準により見直しを実施する。

２　定義

（１）署　　名　　自署すること
（２）記　　名　　氏名を記載すること
（３）認　　印　　印鑑登録を要しない印鑑
（４）申請書等　　行政手続において市民等から提出される書類

３　基本的な考え方

（１）原則、形式的な押印の義務付けを廃止する。
（２）原則、内閣府が示した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」に沿って対応する。
（３）押印義務付けの廃止により、経常的に市民等の事務手続の負担の増加が生じる場合は、本市の実情に則し個別に判断する。
（４）国・都による法令・条例等の改正に伴う内容と合わせて段階的、計画的に実施する。

４　見直しの判断基準

（１）押印及び署名の見直しの共通基準
ア　国及び都の法令・条例・通知等により押印（署名）が義務付けられている様式は押印（署名）を存続する。ただし、義務付けの変更があった場合は準拠して対応する。
（２）押印の見直しの判断基準
ア　「押印を求める趣旨の合理性の有無」で判断する。（「無」のものは廃止）
イ　更に（ア）「有」のものについても「押印を求める趣旨の代替手段の有無」を確認し判断する。（代替手段「有」のものは廃止）
（３）署名の見直しの判断基準
「署名及び押印」又は「署名又は記名押印」を求めている手続の署名についても、押印の見直しと併せて見直すもの。
ア　「署名及び押印」を求めている手続については、署名の実質的な意味の有無で判断する。

（「無」のものは廃止）

イ　「署名又は記名押印」を求めている手続については、署名の実質的な必要性の有無で判断する。（記名押印のみを廃止し、署名の義務付けのみを残すことは申請者の選択肢を狭めるため原則しない。）

＜見直しフロー＞

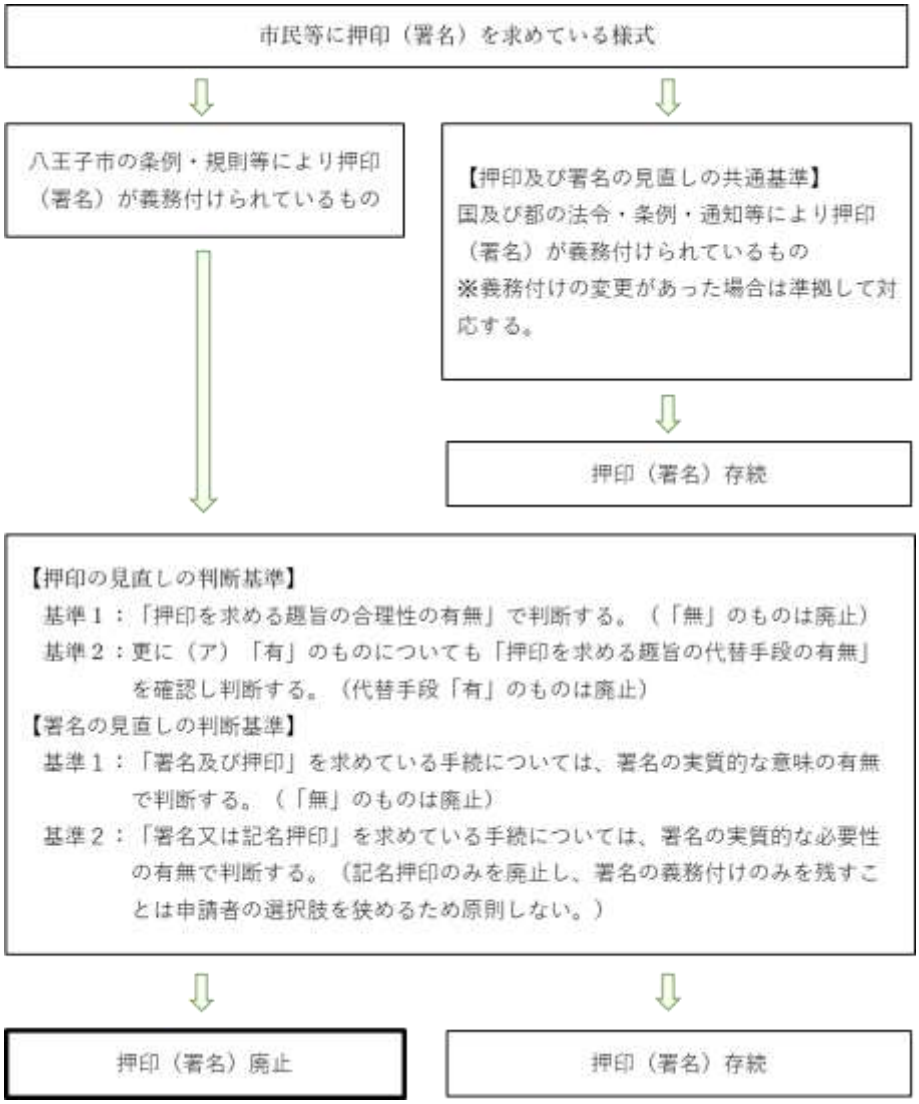

5　（参考）主な押印の代替手段

（押印の基準を見直す判断材料の参考として、「地方公共団体における押印見直しマニュアル（令和２年 12 月 18 日内閣府発行）」から抜粋）

押印見直し基準

（中略）

※１　行政手続等の内容・目的・趣旨等を踏まえるにあたっては、行政手続が継続的な関係

の中で行われる場合には、押印を求める必要性が低いことに留意する必要があります。

※２　押印が求められている趣旨として、以下の３点が考えられますが、特に、認印は個人の認証としての効果は乏しいため、押印が求められている趣旨に対する効力が限定的であることに留意する必要があります。

趣旨	留意事項
本人確認 （文書作成者の真正性担保）	※３に示すとおり、本人確認の手法は押印の他にも多数存在し、実印によらない押印は本人確認としての効果は大きくない。
文書作成の真意確認	本人確認がなされれば、通常の場合には押印は不要
文書内容の真正性の担保	文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価されるものである。

※３　押印が求められている趣旨を代替する手段としては、以下のような方法が考えられます。

・継続的な関係がある者のｅメールアドレスや既登録ｅメールアドレスからの提出
・本人であることが確認されたｅメールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる。）
・ID/パスワード方式による認証
・本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真の PDF での添付
・他の添付書類による本人確認
・電話やウェブ会議等による本人確認
・押印のなされた文書の PDF での添付
・署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等）
・実地調査等の機会における確認